(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、報酬告示において使用する用語の例によるものとする。

a　イ欄及びロ欄には、過年度からの累積額を記載すること。

b　ハ欄及びニ欄には、権利確定後又は支払後の報酬等に対する変動額も含めて記載すること。

c　ニ欄には、割り当てられた報酬等の額自体の変動のほか、原則として、株価等の指標の変動に伴う割り当てられた報酬等の時価変動の影響を含めて記載することとし、当該方法によらない場合には、採用した記載方法を注記すること。

d　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

附　則

(適用時期)

第一条　この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

(農林中央金庫法施行規則第百十二条第六号等の規定に基づき、同令第百十二条第六号及び第百十三条第四号の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件の一部改正に伴う経過措置)

第二条　この告示の適用の日に終了する事業年度に係る開示事項のうち、この告示による改正後の農林中央金庫法施行規則第百十二条第六号等の規定に基づき、同令第百十二条第六号及び第百十三条第四号の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件第一条第四項又は第二条第四項の規定により別紙様式によって作成するものについては、附則別紙様式によっても、作成することができるものとする。

(附則別紙様式)

(第一面)

(単位：人、百万円)

ＲＥＭ１：当該事業年度に割り当てられた報酬等				
項番			イ	ロ
			対象役員	対象職員等
1	固定報酬	対象役員及び対象職員等の数		
2		固定報酬の総額（３＋５＋７）		
3		うち、現金報酬額		
4		３のうち、繰延額		
5		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額		
6		５のうち、繰延額		
7		うち、その他報酬額		
8		７のうち、繰延額		
9	変動報酬	対象役員及び対象職員等の数		
10		変動報酬の総額（11＋13＋15）		
11		うち、現金報酬額		
12		11のうち、繰延額		
13		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額		
14		13のうち、繰延額		
15		うち、その他報酬額		
16		15のうち、繰延額		
17	退職慰労金	対象役員及び対象職員等の数		
18		退職慰労金の総額		
19		うち、繰延額		
20	その他の報酬	対象役員及び対象職員等の数		
21		その他の報酬の総額		
22		うち、繰延額		
23	報酬等の総額（２＋10＋18＋21）			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、農林中央金庫法施行規則第百十二条第六号等の規定に基づき、同令第百十二条第六号及び第百十三条第四号の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件（以下「報酬告示」という。）において使用する用語の例によるものとする。

a　項番７「固定報酬の総額　うち、その他報酬額」の項、項番15「変動報酬の総額　うち、その他報酬額」の項及び項番21「その他の報酬の総額」の項については、必要に応じて説明を付すこと。

b　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第二面)

(単位：人、百万円)

ＲＥＭ２：特別報酬等						
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	ボーナス保証		採用時一時金		割増退職金	
	人数	総額	人数	総額	人数	総額
対象役員						
対象職員等						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、報酬告示において使用する用語の例によるものとする。

a　イ欄及びロ欄には、当該事業年度にボーナス保証を割り当てられた対象役員及び対象職員等の人数及びその総額を記載すること。